

役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人御船町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第 10 条及び第 25 条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第 2 条 この規程において、役員等とは、理事及び監事、評議員をいう。

(報酬)

第 3 条 役員等の報酬は、これを支弁しない。ただし、会長が職務のため、法人業務を行う場合及び監事が本会の監査及び県の監査の立ち合いを行う場合には、報酬として日額 5,000 円を支給する。

(費用弁償)

第 4 条 役員等が、その職務のため、法人業務等を行う場合には、本会旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。

(改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 30 年 3 月 26 日から施行する。